

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量  
鳥取県庁舎等警備業務 一式
- (2) 業務の仕様  
別添鳥取県庁舎等警備業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が警備の施設警備（人的警備）に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 令和 2 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体若しくは国立大学法人、地方独立行政法人の施設を管理する者が発注した延べ床面積 8,000 平方メートル以上の建物の警備業務（業務現場で警備員を常時在駐させる業務体制によるものに限る。）を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (6) 仕様書の 4 に記載する勤務時間（以下「各勤務時間」という。）及び勤務人数で常時警備体制を組むことが可能であり、各勤務時間に従事する警備員のうち、次に掲げる基準を満たす者を、それぞれ 1 名以上常時配置することができる者であること。  
なお、ア及びイの基準をそれぞれ別の者で満たしても、同一者で満たしてもよいものとする。  
ア 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条で規定する施設警備業務検定 1 級又は 2 級若しくは警備業法第 22 条で規定する施設警備業務による警備員指導教育責任者の資格を有する者  
イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 2 の 5 に基づき施設警備業務に関する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者
- (7) 仕様書の 13（5）イの除雪機械による除雪作業をする人員のうち、ホイールローダーを使用する者は、必要な資格を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総務課

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総務課

電話 0857-26-7780

電子メール soumu@pref.tottori.lg.jp

##### (2) 業務の仕様に関する担当部局

(1) に同じ

##### (3) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月27日(金)から同年3月10日(火)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県総務部総務課 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/176696.htm>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

###### ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月27日(金)から同年3月10日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

###### イ 交付場所

(1) に同じ

##### (4) 郵便等による入札

不可とする。

##### (5) 入札及び開札の日時及び場所

###### ア 入札日時

令和8年3月16日(月)午後2時 即時開札

###### イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁 令和新時代創造本部・総務部会議室(本庁舎地下)

#### 5 入札に関する問合せの取扱い

##### (1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和8年3月5日(木)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

##### (2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和8年3月9日(月)にインターネットのホームページ(鳥取県総務部総務課 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/176696.htm>))によりまとめて閲覧に供する。

#### 6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和8年3月10日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。(郵送の場合は、同時刻までに必着のこと。)

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

#### 7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書 (様式第 1 号)
- (2) 2 の (4) を証するもの (法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書 (その 1) の写し (地方税法施行規則 (昭和 29 年総理府令第 28 号) 第 10 号様式) 等) (競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)
- (3) 2 の (5) を証明する資料 (契約書の写し、延べ床面積が確認できる書類等)
- (4) 2 の (6) を証明する資料 (鳥取県庁舎等警備業務勤務表 (様式第 6 号) 及び配置予定警備員に係る資格者証の写し等)

## 8 資格審査について

- (1) 6 の (1) により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 8 年 3 月 11 日 (水) までに通知する。
- (2) (1) の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和 8 年 3 月 12 日 (木) までに書面 (様式は自由) により説明を求めることができる。
- (3) (2) により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和 8 年 3 月 13 日 (金) までに書面により回答する。

## 9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書 (様式第 7 号) を使用すること。
- (3) 入札に当たっては、仕様書の 2 に示す警備に係る業務 (以下「警備業務」という。) の 1 年当たりの費用及び仕様書の 13 の (5) のイに示す除雪に係る業務 (以下「除雪業務」という。) においては、仕様書の 13 の (5) のイの (キ) に示すホイールローダーでの除雪、小型除雪機での除雪、ホイールローダーにおける待機、小型除雪機における待機の 1 時間当たりの単価を入札書にそれぞれ記載 (小数点以下の記載は認めない。) し、警備業務においては 3 を乗じて得た金額及び除雪業務においてはホイールローダーでの除雪は 60、小型除雪機での除雪は 120、ホイールローダーにおける待機は 24、小型除雪機における待機は 48 をそれぞれ乗じて得た各金額の合計額を入札金額として入札書に記載すること。
- (4) 契約に当たっては、以下のとおりとするので注意すること。
  - ア 警備業務については、入札書に記載した 1 年当たりの費用に 3 を乗じて得た金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) を契約金額とする。
  - イ 除雪業務については、入札書に記載したそれぞれの 1 時間当たりの単価 (以下「各単価」という。) を契約金額とする。
- (5) 請求に当たっては、ア及びイのとおりとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ア 警備業務においては入札書に記載した 1 年当たりの費用に 3 を乗じて得た金額を 36 で除した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)。なお、各月の請求金額の総合計金額が、警備業務の契約金額に満たない場合は、最初の請求月で調整する。
  - イ 除雪業務においては各単価に、各月のそれぞれの実績時間数を乗じて得た金額の合計金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端

数を切り捨てるものとする。)

- (6) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 最低制限価格を下回る入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として9の(3)で入札書に記載した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。)の100分の10以上の金額を、令和8年3月24日(火)午後5時までに納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書(様式第1号)を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状(様式第3号)を4の(1)の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

#### 12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が二名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

#### 13 契約書作成の要否

要

#### 14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が支払予定総額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

- (6) 本件入札には施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成25年12月16日付第201300145029号鳥取県総務部長通知）に基づき最低制限価格を設定している。なお、同要領については、インターネットのホームページ（鳥取県総務部総務課 <https://www.pref.tottori.lg.jp/153419.htm>）に掲載する。

- (7) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第4号）を、4の(1)の場所に提出すること。

(8) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書（様式第5号）を、4の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。